

平成28年

刈谷知立環境組合議会第1回定例会会議録

平成28年2月26日



議事日程第1号

平成28年2月26日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 刈谷知立環境組合行政不服審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 刈谷知立環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 平成28年度刈谷知立環境組合一般会計予算

---

出席議員（15名）

1番	上田昌哉	2番	加藤峯昭
3番	明石博門	4番	黒川智明
5番	鈴木絹男	6番	池田滋彦
7番	鈴木浩二	8番	鈴木正人
9番	池田福子	10番	前田秀文
11番	山内智彦	12番	小林昭弼
13番	山崎高晴	14番	山本シモ子
15番	久田義章		

---

説明のため議場に出席した者（5名）

管理者	竹中良則	副管理者	林郁夫
会計管理者	犬塚俊治	所長	藤田勝俊
業務課長	栗田全雄		

---

職務のため議場に出席した事務局職員（5名）

課長補佐兼 焼却施設係長	伊藤 寿	総務係長	岡田 金幸
主任主査	稲垣 賢幸	主任主査	並木 真一郎
主査	深谷 鋼一		

○議長（前田秀文）

ただいまから、平成28年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、御了承を願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、3番 明石博門議員、13番 山崎高晴議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第3、議案第1号刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、刈谷市の組織機構の改正等に伴いまして、第4条中経済環境部環境推進課を

産業環境部ごみ減量推進課に改めるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例を平成28年4月1日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、刈谷市の組織機構の改正等に伴い、必要があるからでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

別に質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第4、議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例は、法令等に基づく行政処分に関し、迅速、簡便にかつ公正な手続のもとで、行政に対して不服を申立てる手続について、処分に関与しない者による審査手続の導入あるいは申立期間を60日から3カ月に延長するなど、公平性や利便性の向上の観点から行政不服審査法が制定後50年ぶりに改正されたことに伴い、関係する4本の条例を一括して改正するものであります。

それでは、条文に添って御説明を申し上げます。

第1条は、1つ目の刈谷知立環境組合情報公開条例の一部改正で、第13条の改正は字句を漢字表記に改めるもの、第18条は審理員による審理手続に関する規定の適用除外についてで、公文書の公開決定等に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理手続を適用しない旨を定め、第

19条の改正は情報公開・個人情報保護審査会での諮問の手續に関する規定として整理するため見出しを改正し、本条例の引用条項及び用語を改めるとともに、この条を第2項として新たに第1項として公文書の公開決定等に係る審査請求があったときは、第1号または第2号に該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない旨を定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第20条の改正は、用語を改めるものであります。

次に第2条は、2つ目の刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正で、目次の改正は節の名称について用語を改めるもの、第3節の改正は、目次の改正と同様、節の名称について用語を改めるものであります。

第37条は、先ほどの情報公開条例の改正と同様に、審理員による審理手續に関する規定の適用除外についてで、個人情報の開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理手續を適用しない旨を定め、第38条の改正は、審査会への諮問の手續に関する規定として整理するため、見出しを改正し、用語等を改めるとともに、この条を第2項として、新たに第1項として個人情報の開示決定等に係る審査請求があったときは、第1号から第4号までの、いずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない旨を定めるものであります。

4ページをお願いいたします。

第39条の改正は、見出しをはじめ、用語を改めるものであります。

第3条は、3つ目の刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正で、その第4条、第5条の改正は、用語を改めるものであります。

第4条は、4つ目の刈谷知立環境組合手数料条例の一部改正で、その第2条の改正は、組合の徴収する手数料について、新たに別表を作成して整理を行い、表中の3の項に行政不服審査法第38条の規定に基づき、審査請求人等が資料等の写しの交付を請求した場合の交付手数料を定めるものであります。

第3条、第4条の改正は、第4条を削り、第3条を第4条に繰り下げ、新たに第3条として郵送料の徴収について定めるものであります。附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例を平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、必要があるからでございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

この議案に反対するものではないのですが、ちょっと気になる点があるので、3点質問させていただきます。まずこの行政不服審査法。この中には審査請求とか、異議申立てという項目があるのですが、今までこれをお受けになったことはあるのでしょうか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

組合におきまして、今まで審査請求あるいは異議申立てといった不服申立てを受け付けたことはございません。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

ないということはわかったのですが、今後ひょっとしてこういう審査請求を受けるとしたら、どのようなシミュレーションというか、どういう事案で受けるという予想とか、準備があったら教えてください。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

具体的な例ということでございますが、例につきましては、ごみ処理手数料の有料、無料に関すること。あるいは幼児を伴うプール利用の際の割引制度に関すること。あるいはウォーターパレスKC内でのスタジオ等の時間貸しに関すること。そういったことが審査請求の対象になるのではないかとように想定をしております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

これから、だんだんごみ手数料が上がってくると思うので、いろいろあったときに対処をよろしくお願いします。

最後の質問ですが、この審理員という方の役割について教えてください。

○議長（前田秀文）



所長。

○所長（藤田勝俊）

審理員ですが、審査請求があった場合に、その審査を行う審理の過程において、職員のうちで、その最初の原処分となる行政処分に関与していない者を審理員というようにいたしまして、処分したところと、あるいは審査請求した市民の方の主張を公正に審理していただく方でございます。

そして、審理手続が終了したときに、その審査庁、審理の直接の関与をしていない部署で、そこが裁決案を決定するわけですけれども、そのために必要となる裁決の案を作成し、そちらの審査庁といわれるところに提出をするといったことをしていただく方でございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9番（池田福子）

よろしく願いいたします。

この文面から見ますと、特に不作為という言葉がよく出てまいります。普通の状態では不作為というと、やらねばならないのをやらなかったという意味に捉えられるのですが、ここでは質問一つになっていますけれども、どのようなことが挙げられるか。不作為ということに対して、どうということが不作為ということになるのか。そして、今までその事例があるのかをお示し願いますでしょうか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

不作為については、今議員が言われるように何もしなかったといったことになるかと思えます。当組合において情報公開の条例の中で例を挙げさせていただくと、例えば環境測定結果など情報公開の請求があったにもかかわらず、公開決定あるいは非公開決定を行わない状態が続いたこと。こういうものが、不作為に該当するのかなというように思っております。

それと、そういった例があったかということなのですが、具体的な例としては私どもでは、そういったものはございません。不作為といったことはございません。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

まず、議案第2号の提案を受けまして、この行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定。新たな制定だなどと思ってみてとったわけですが、その内容にいきますと、1つ目は刈谷知立環境組合情報公開条例の一部改正。2つ目は刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正。そして3つ目が刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正と、もう一つが刈谷知立環境組合手数料条例の一部改正と。そもそもは条例として一本立ちしている条例が、この中で一部改正となってきました。この提案の内容をどのように新たな条例の制定なのですけれども、その中身はそれぞれ、これまでひとり立ちしている条例に係るもの。行政不服審査法に係るものの条例の一部改正となっていますが、この提案の成り立ちというのか、提案の仕方なのか。まだ少し理解できていませんので、まず基本的にそのことをお伺いします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

今回の議案第2号になります行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、どうか。その手法についてどうかという御質問かと思うのですが、これは行政不服審査法の施行に伴う関係条例、組合の関係条例でございますが、条例は基本的には4本ございます。ですので、この4本をそれぞれにやるというのも一つの手法でございます。しかし、そうしますと議案の本数がふえるといったことがあるものですから関連するものについて、一括でこういった形で改正をさせていただくということです。これを一応、制定という形になっておりますが、それぞれの条例についての改正を行って、今後でございますが、例えば情報公開条例については今回行ったこの改正の内容が新たに更新をされるといった状況になります。それで、その後ですけれども、情報公開条例について、その条例を今度その単独で直そうとしたときは、今回直された内容を直す。その上に直していくと。そういった形になります。ですから、手法の一つということで、これは各市でもやられている手法ではないかなということで、両市の法規担当とも御相談をさせていただき、こういう手法を取らせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、提案の仕方というか、新たな制定なのですけれども、その内容については理解をすることができました。それぞれに係るところで、個人情報保護条例の一部改正、改正理由は行政不服審査法の改正に基づいてということになるのだと思いますが、そうではなくて今回当組合ではその係る条例改正の一つのものにしたということです。それによって、それぞれある本来の一本立ちしている条例についても、今回のここで改正されたことによって、それは全部改正になっているということで理解をしました。納得はしました。そういう方法もあるということで、例えばどこかの議会では、

それぞれ係るものがあるものだから行政不服審査法の施行に伴って、それぞれ出すところもあるのかなというように受け止めて聞いております。

先ほど、上田議員の質疑にもありましたので、その辺を省きながらですが、確認も含めてです。まず、4条の手数料条例でいきますと、これまでのクリーンセンターに搬入された一般家庭以外のごみで、その金額が100円。次がリサイクルプラザへの出品手数料で200円ということで、これまで料金設定はありました。3番が今回新たに設定されたものというように受け止めております。新旧対照表でもそこは出てこなかったのですが、そのようになっている提案だと思っておりますが、これはかかるコピー代に準ずる金額と思っておりますが、その確認をまずさせていただきたいと思っております。

以上、2回目です。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

議員の言われた手数料条例の一部改正の関係ですが、今回の条例改正につきましては、今までごみ焼却手数料及びリサイクルプラザの手数料については、文章の中で金額を決めております。しかし、今回行政不服審査法の関係で、今議員が言われるように資料を取り寄せるときに、その資料のコピーを出すときに、その手数料について手数料条例の中で定めるということになりましたので、それを整理させていただきます。表の形に改めさせていただきました。そういったことで、3項のところ、今申し上げた行政不服審査会の資料を取り寄せた際に、今まで閲覧しかできなかったのですけれども、これから写しをもらえることになったものですから、その手数料を定めたということでございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、国において行政不服審査法の改正は、2014年の6月に行われております。国においてというように言いましたのは、国において日本共産党国会議員団は反対を表明しているのですが、今回の何がどう変わったかですね。その変わった中身が、これまで不服があった場合の不服申請だったものが、今度からは審査請求になる。何か言葉だけ変えたのかなということになるわけですが、決してそうではなくて、まず今回の法改正の中身は制度の一元化を推したということになっていきます。異議申立てが再審査請求に変わり、今まで異議申立てというようになっていたのですが、それが再審査請求に変わり、参考人からの陳述や検証もなくなる。これは大変なことですよ。異議申立て者にとって利便があるというようには思えない。これが逆に今度行政側にすると、簡易な手続で

事実関係の再調査をして処分の見直しを行う。簡素な手続でというようになっています。これはやはり救済の仕組みが後退しかねないということになるということです。申立人にとっての利益があるのかどうかという立場に立ったときに、そうはならない。行政側の迅速かつ簡素化みたいなものになっているということだけでも、それに訴えた側にとっての訴えをさらに解明させるための参考人質疑だとか、調査はなくなるということです。これはやはり訴える側は今度から審査請求する側ですけれども、その方にとってのメリットがないというように、いわゆる市民の側にメリットがないというように思われます。当組合において、そのような行政不服がこれまでなかったという例もありますが、そうであっても法改正の問題点がありますので当組合において、議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については反対を表明します。

○議長（前田秀文）

ほかに、質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

○所長（藤田勝俊）

ちょっとすみません。さきほど、山本議員の中でどう変わったかといったようなことは。

○議長（前田秀文）

示してください。所長。

○所長（藤田勝俊）

どのように変わったかといったことなのですけれども、これは公平性の向上あるいは審理の見える化といったことです。さきほど申し上げました審理員、今までは審理をする方というのは特定をされていなかったのですが、そういったことがされたということと、次に出てまいります、行政不服審査会といった第三者機関を設けることによりまして、透明性が拡充をされた。また、審査請求人、異議申立人ですね。そういった方の権利を拡充するというので、先ほど手数料条例でも申し上げましたが、今までは申立ての関係の資料について、行政側の資料を見ることはできませんでしたが、その写しをもらうことはできなかったといったことがあります。そういったことも、できるようになったということがございますので、そういったことで変わってきております。また、使いやすさの向上といったことも言われております。これは、不服申立てを行う期間でございますが、今まで60日であったものが3カ月ということで延長をされております。それから、先ほど言われていました審査請求ということで、申立てについては一本化されて今まで異議申立てということで行政庁に出された場合、そこの中で行政庁のほうからの回答という形になっておりましたが、そこに審査請求という形を取ることで第三者の目が入るとということで、透明性は向上するといった利便があるというように考えております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

丁寧な御説明ありがとうございます。

それでも反対ですね。

○14番（山本シモ子）

はい、反対です。ここの問題点をついたのです。

○議長（前田秀文）

先ほど言われたので討論はこれで終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田秀文）

ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第5、議案第3号刈谷知立環境組合行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第3号刈谷知立環境組合行政不服審査会条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の全部改正により客観的かつ公正な審査を充実する仕組みとして、審査請求の裁決に際して有識者からなる第三者機関へ諮問し、裁決に至る手続の適正性及び法解釈を含めた処分の妥当性について審査を行うこととされ、法において当該機関の組織及び運営に関し、必要な事項は条例で定めることとされたため制定するものであります。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は趣旨で、行政不服審査法第81条第1項及び第4項の規定に基づき、刈谷知立環境組合行政不服審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は設置で、法の規定に基づき、行政不服審査会を設置することとするもの。

第3条は組織で、審査会は委員5人以内で組織をいたします。

第4条は委員に関する規定、第5条は会長、第6条は会議について定めるものであります。

次ページをお願いいたします。

第7条は委任規定について定めるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行するもので、第2項はこの条例の制定に伴い、必要となる議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正を行うもので、行政不服審査会は行政不服審査法の規定する附属機関となり、その委員は非常勤の職員となるためその報酬の額を条例に規定するものであります。提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、必要があるからでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

順番がちょっと迷うかもしれませんが、まず上からいきます。行政不服審査会条例の制定についてですが、まず委員会を置くということになっています。委員は5名とするのですが、委員名が公開できますでしょうかということと、それから後で出てくるのですが、第6条の3で会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。5人の委員会で半数以上というと、3人出席すればいいということになるのかどうかということと、それから裁決をするということになっていますが、審査請求をした事例について裁決を諮るのかどうか。その点についてお聞きします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

3点ほど、御質問をいただきました。

1点目の委員名についてでございますが、ただいま選考中でございますが、予定といたしましては多岐にわたる部分がございますので、税理士の方あるいは弁護士の方ですとか、そういう方も含めて選考していきたいと考えております。

それから、2点目の半数以上3名でオーケーかという話なのですが、これについては半数ですので3人以上いればオーケーということで御理解願います。

それから、3点目のこの審議会で裁決の関係でございますが、諮問を受けて行うわけでございますが、これにつきましては、裁決の案について諮問を受けて答申をするということでございます。

で、最終のものについては行政側の審査庁といったところで行うということになりますが、基本的にはこちらの行政不服審査会の意見に重きをおいて、やらせていただくということになります。ですから、実質的に言うと、裁決の部分をやっていただくということになると思います。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

これは新たな制定なので、いわゆる行政不服審査法が一部改正されたことによって、これからは申請手続に入るということです。これまで行政不服の申立てだったものを審査請求するというようになり変りました。それで、委員がまだ選考中、たった5人です。大変な役割だと思うのですが、そのたった5人の方たちにかなり大変な任務がかかるわけです。そこでいくと、第4条第4項で、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすると。これは、やはり行政における守秘義務の範囲と私は受け止めておりますが、ここでその守秘義務の範囲は入っておりますが、例えばあってはならないのですが、このような事例、処分に値するようなことがあるかもしれない。いわゆる情報を漏らしたということがあるかもしれない。その場合の処分というものは、どこへどのように入っているのでしょうか。

以上です。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

行政不服審査会条例において、その処分の関係でございますが、これにつきましては当組合において情報漏えいといったようなお話でございますので、同様の情報公開・個人情報保護審査会がございます。そちらのほうで、まずそういった処分に関する規定を設けていないというところがございます。そういったことで、条例上のバランスを保つ上でも、当組合ではそういった規定をしておりません。

それとまた、総務省の法令のガイドの中でも罰則規定については各自治体に裁量を任されておりますので、当組合としてはしておりません。

また、私どもがお願いをする委員方については、非常に人格的にも高潔な方というように、私どもは思っておりますので、そういったことはないというように信じておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

2回目で聞くことを逃しましたので、まず質問を1点させていただきます。先ほど、第2号のところで、上田議員も触れていたのが私が漏らしたのですが、やはりここで聞いておかななくてはいけないということになります。行政不服審査申立ての場合、事例がなかったのですが、これまでどういう申立ての手続だったのか。当組合に訴えを起こすのか。書式があるのかという、申立ての手続の手順ですね。それはまだ、現在は3月31日までは、それは生きているわけなのですが、今度から審査請求に変わるので、審査請求に変わった場合の手続はどのようになるのか。いわゆるこの新たに設置される委員に、その旨が伝わっていくのかどうか。申立者、請求する側はどういうことで手続に入ればいいのかということをお聞きします。

それは2回目か、1回目で聞きたかったことなので、今3回目で私は立っておりますので、条例に対しての賛否の討論に入っていきたいと思えます。おのずと議案第2号で指摘をしましたように、行政不服審査法の改正によって手続の簡素化と言われておりますが、一元化されることによって申立者、審査請求者側にとっての利益にかみ合っているというようには言えないということから、私はこの新たな行政不服審査会条例の制定についても反対を表明します。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員にお聞きしますが、今のは議案第3号についてということ。

○14番（山本シモ子）

議案第3号です。

○議長（前田秀文）

それでいいですね。

○14番（山本シモ子）

はい。

○議長（前田秀文）

再度の確認ですが、第2号ではないですね。

○14番（山本シモ子）

はい。議長、整理させてください。

議案第3号の賛否について、討論させていただきます。その前段で議案第2号について、行政不服審査法の法改正に欠陥があるということで反対をしました。それで、おのずと議案第3号の新たな行政不服審査会条例についても反対であります。そして、今質問を入れてありますが、処分については漏えい問題等が入っておりますというように言われましたが、この審査会条例のところで、漏えいをした場合の処分に対することが入っていないのは欠陥ではないかということをお聞きします。



加えさせていただき、審査請求者側にとっての利益にかみ合っているとは言えないので反対を表明します。

いいですね、3号。

○議長（前田秀文）

はい。関連も含めてということですね。

○14番（山本シモ子）

はい。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

今の御質問でございますが、従前と変わった点ということで御説明をさせていただきます。審査請求という形に今回は一本化をされております。従前は異議申立てと審査請求の2種類がございました。異議申立てというのは、処分をしたところへ申立てるもの。非常に簡単にざっくり申し上げますと、審査請求というのは、上級機関があった場合、上級機関に審査の請求をするということになっておりました。審査請求においては、審査庁で第三者の目が入るという形がございました。しかし、異議申立てということになりますと、その行政庁の中の処分をいたしますので、そういった目がなかったのです。そういったことがございまして、それを解消するといったことから審査請求という形に一本化をされ、上級官庁がない場合でも私どもに審査請求していただき、ただいま申し上げました行政不服審査会の第三者の方に具体的に意見をいただくことができる、透明性を増していく。もう一つですが、審理員と申しまして、今までは行政庁の中で特に誰というのはなかったのですけれども、先ほど申し上げましたように、その処分にかかわらない人間が審理員となって処分をしたところ、あるいはその審査請求したところから、その意見を書いた書類をいただき、あるいは意見聴取をいただいて審理を行うという方法に変わってきておりますので、この制度につきましては、先ほど申し上げましたように公正及び利便性の拡充ということで、御理解をいただきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田秀文）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第6、議案第4号刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第4号刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

人事行政の運営等の状況の公表につきましては、地方公務員法の規定により地方公共団体の長が任命権者から報告を受け、職員の任用、給与、勤務時間等について公表しなければならないとされております。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正により、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底及び再就職者による依頼等の規制の導入等による退職管理の適正の確保がなされたことにより、地方公共団体における人事行政の運営等の状況の報告及び公表事項についての規定の整備が行われたことに伴い改めるもの、及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条文中の用語を改めるものであります。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第3条の改正は、第7号中の勤務成績の評定を削り、第2号として職員の人事評価の状況を加え、また新たに第8号として、職員の退職管理の状況を加えるもの。第4条の改正は、公平委員会の報告事項に係る規定中の用語を不服申立てから審査請求に改めるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例を平成28年4月1日から施行するもの。第2項及び第3項は経過措置で、平成27年度の状況を報告する際の条文中の読みかえ規定を定めるものであります。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部改正等に伴い、必要があるからでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

まず、とても気になる部分なのでですね。もちろん仕事に対する評価というのは確実に必要なのですが、第3条第2号、職員の人事評価の状況ということで評価をする、その評価をしたことによってその職員にそのことをどう伝えるのか。給料等だけで反映されてしまうのかどうか。その点について、お聞きをします。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

今の人事評価という件名でございますが、人事評価という観点から申しまして評価するもの、それから被評価者と相談の上、人事評価を決めていくということで聞いております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

ちょっとまだ理解できていないです。いわゆる評価票、何に対してはペケなのか、50点なのか、100点なのか。何かそういうものがあっての評価をするのかどうか。日ごろの行動等、言動等が評価の対象になるのか。まず、その点についてお聞きします。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

評価システムの中で、まず自分の業務に対しての目標などを個人がつくります。それに対して、上司が評価を加えていくものですから、それに対して打ち合わせをしていくと。だから、一方的に上の者が評価するわけではございません。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

このごろの労働体系ですね。働く者を取り巻く状態の中で、その人の評価を働く雇用のあれに付

加するような、もちろん不手際な働き方をした人に対しては、きちんとした評価をするべきだと思  
っているのですが、こういう形というのはいかかなものかなと思っています。そこで、ここで係  
内容についても人事評価の状況で、そこで第4条で不服申立てを審査請求に改める。これは先ほど  
の議案第2号、第3号の行政不服審査に係る名称の切りかえになるわけですが、こういう文面も入  
っておりますので、とても気になるところです。その上で議案第4号に対して、賛否の態度表明を  
あらわしたいと思いますが、私はやはり働く人の雇用を守るのが、ここで言うと管理者であり、上  
司でありということになります、それを評価対象にするということがあるのはよろしくないとい  
う考え方を持っております。よって、刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条  
例の一部改正について、提案理由は地方公務員法の一部改正に伴い必要があると。この地方公務員  
法の一部改正にも問題があるということを表明して、反対を表明します。

以上です。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田秀文）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第7、議案第5号刈谷知立環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員  
の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第5号刈谷知立環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の給与に関する条例  
の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴うもので、能力及び実績に基づく人事管理が行われ、職員の給与をその職務と責任に応ずるものとする職務給の原則が徹底されることとなったことから、当該法律の規定の整理が行われたことに伴い、2つの条例中において引用している地方公務員法の条項を改正するものであります。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条の改正は、刈谷知立環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、地方公務員法第24条第6項の引用を同法第24条第5項に改めるもの。

第2条の改正は、職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条の改正と同様に引用条項を改めるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例を平成28年4月1日から施行するものであります。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（前田秀文）

別に、質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

本案については、原案のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（前田秀文）

次に、日程第8、議案第6号平成28年度刈谷知立環境組合一般会計予算を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、平成28年度一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第6号平成28年度刈谷知立環境組合一般会計予算について、御説明をいたします。

第1条は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億9,229万1,000円と定め、歳入歳出予算の

款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の間において、流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものです。

続きまして、内容について御説明いたしますので、予算説明書の8、9ページをお願いします。

歳出であります。1款1項1目議会費は232万6,000円で、組合議会の運営に要する経費でございます。

10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は1億690万6,000円で、職員の人件費及び組合の一般管理に要する経費でございます。

14、15ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は16億9,881万5,000円で、ごみ処理及び施設の維持管理に要する経費でございます。主なものといたしまして、11節需用費1億6,367万8,000円で、内訳の主なものは説明欄1つ目の消耗品費1億1,535万6,000円で、ごみ焼却の排ガス処理などに必要な薬剤である消石灰やキレート剤、及び、灰を熔融処理するための黒煙電極等の購入費。さらに説明欄3つ下の光熱水費3,223万5,000円で電気料などでございます。

次に、13節委託料10億7,761万4,000円で、内訳の主なものは説明欄2つ目の施設運転管理委託料4億1,000万円で、ごみ焼却施設を1年間24時間連続運転管理を委託するための経費でございます。

さらに、説明欄最下段の施設設備点検業務委託料4億4,532万7,000円で、ごみ焼却施設、灰溶融炉、蒸気タービン発電機等の施設設備を円滑に運転するための法定点検を含む、保守点検業務を委託する経費でございます。

次ページをお願いいたします。

同じく委託料のうち、説明欄2つ目の運搬処理等委託料1億2,869万円は、ごみ焼却によって発生する灰等を衣浦港3号地などの最終処分場へ運搬と処理するための経費でございます。

その下の粗大ごみ前選別等委託料4,852万3,000円は、粗大ごみの受け付け、破碎処理する前の選別、マットレス等の解体作業、破碎機の運転などを業者へ委託するための経費でございます。

その3つ下の焼却施設等資金計画作成業務委託料750万円は、当組合の焼却施設が供用開始後7年、粗大ごみ破碎施設、余熱ホルの2施設は30年近く経過する中で、長期的な視点から「施設改修等への対応」と「運転管理業務」、「維持管理経費の縮減、平準化」について両市と情報共有を図りながら、平成26年度に施設運営管理計画を策定し、平成27年度は包括委託の対象施設、業務範囲、発注方法、業者選定方法などの具体的な実施計画策定を行ってまいりました。平成28年度は平成29年度からの包括的委託の実施に向けて、要求水準仕様の確定、業者選定業務等に係る経費でござい

ます。

次に、15節工事請負費4億3,200万円で、内訳の主なものは説明欄2つ目のごみ焼却施設整備工事費4億円で、「ボイラーの耐火物取替工事」、「ストーカー部分の火格子取替整備工事」、「硫酸化物、塩化水素を除去する脱塩用集じん器のろ布取替等工事」、「灰溶融炉の耐火物取替工事」等に係る経費でございます。

2目余熱ホール管理費は5,878万6,000円で、余熱ホールの管理運営に要する経費でございます。主なものといたしましては、13節委託料5,000万円で、指定管理者が行う「余熱ホールのプール、トレーニングジム、駐車場などの施設の運営業務」、「窓口等の利用者サービス業務」、「施設の維持及び修繕に関する業務」等の経費である指定管理料でございます。

15節工事請負費は450万円で、経年劣化に伴う定期的に行うプール循環ろ過装置のろ過材取替工事などに要する経費でございます。

その下の廃目につきましては、平成28年度は大規模な施設整備を予定していないためでございます。

18、19ページをお願いします。

4款1項1目公債費の元金として4億6,931万5,000円、2目は利子といたしまして5,604万3,000円でございます。

5款1項1目予備費につきましては10万円でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、予算説明書の4、5ページをお願いします。

歳入であります。1款1項1目分担金は19億1,221万円で、説明欄にありますように両市の負担額は刈谷市が12億2,255万3,000円、知立市が6億8,965万7,000円でございます。

2款1項1目余熱ホール使用料は101万1,000円で、自動販売機設置などの行政財産目的外使用料でございます。

2項1目ごみ処理手数料は2億1,400万円で、一般家庭以外のごみを焼却、破砕処理する手数料として納入されるものでございます。

2目リサイクルプラザ出品手数料は21万5,000円で、1回につき200円、出品者より納入されるものでございます。

3目行政不服審査資料交付手数料は、今回条例改正いただいた行政不服審査に係る資料の写しの手数料でございます。

3款1項1目繰越金は5,000万円でございます。

6、7ページをお願いいたします。

4款1項1目雑入は2億1,485万4,000円で、主なものは説明欄3つ目の資源ごみ売却収入の5,950万円と、その2つ下の自家発電による売電電力料金1億5,457万7,000円でございます。

その下の廃款は、平成28年度は寄附金を予定していないためでございます。

なお、20ページから25ページは給与費明細書、26ページには地方債に関する調書を記載しております。

また別冊といたしまして、平成28年度当初予算の主要事業の概要を添付しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9番（池田福子）

予算説明書の16、17ページでお願いしたいと思っておりますけれども、2目の余熱ホール管理費について、5,000万円出して管理委託料ということで支払われておりますけれども、例えば民間だと管理委託しても、かなりの部分で経営内容に対して調査するのですよね。公的なこういう場合は、どの程度管理委託先に関与できるものか。それから、その報告を受けているのかということを確認させていただきたいと思っております。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

指定管理者への確認及び関与の方法といったことだと思いますが、それにつきましては、まず一番最初に事業計画の段階につきましては、組合と指定管理者の間で協議を行った上で決めさせていただいております。また、その途中経過、執行の状況でございますが、そういったものにつきましても、指定管理者と月例の打ち合わせを行いまして、業務の実施状況、施設の利用状況あるいは収支情報等の報告を受け、内容を私どもで評価をさせていただき、双方で意見交換あるいは情報共有等を行っております。

さらに、年度末になりますと、年度の終了時に、年度報告書の提出をいただきまして、組合で確認をし、翌年度の運営に生かすといったような形で関与をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9番（池田福子）

それで、いろいろ見受けられる問題もありまして、興味の非常に高いところなのですけれども、この実績として、まだ途中経過だと思うのですけれども、委託先の利益とってはおかしいのです



けれども、当事者側としては、きちんと確保されているかどうかということも把握しなければいけないと思うのです。実はマイナスであったということで大変なことになっていけなないので、経営内容、実態に対しても、その関与の仕方はどうですか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

簡単に言いますと、指定管理者の経営状況について不安はないか、あるいはその確認方法はどうかといったことと思います。これにつきましては、さきほど申し上げました年度終了時に出されます年度報告書。この中で指定管理者がどれだけの利用料金あるいはこの指定管理料という収入。その他の収入もあるのですけれども、その他の収入に対してどれだけの支出をして、どういう状況になっているか。そういったものも、この報告書の中にございますので、そういったところで確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9番（池田福子）

それで、例えばその余熱ホールというのは、市民の方との重要な接点の場だと思うのですね。そういう意味では、手法としては、そういう方たちの意見を収集するとか、そういった方法も非常にいいのではないかと思います。それで、民間の例を出しては申しわけないのですけれども、民間だと年に1回ではなくて四半期なのです。年4回なのです。なぜかと言うと、季節によって消費者側の行動も変わるものですからね。そうしますと、例えば何月から何月までは混み合ったけれども、何月から何月は非常に暇であったと、閑散としていたと。だから、そういう時に何かほかの施策を持ち出せるのではないかと、ぶつけられるのではないかとということも参考にするといいと思うのです。ここで、こういう話をしてもあれなのですけれども、例えば利益が出た場合、普通民間だとちょっといただくのですよね。還元してもらおうのですよ。貸しているだけではなくて、内容によっては還元してもらおうという。それによって指定管理者は利益を得ているわけですからね。だから、そういう方向性も、出すばかりではなくて、そちらから多少いただくという方法も考えてもいいのではないかと提案だけさせていただきます。すみません。

○議長（前田秀文）

提案だけでしたか。先にちょっとありましたか。

それではいいですか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

利用者の中の意見といったようなお話があったのですけれども、その関係については、今指定管理者に依頼をして、年1回アンケート調査を行っていただいております。そのほかに利用者会議ということで、施設を利用していただいている方の何人かを無作為に抽出をさせていただいて、その方をお願いをして、利用者会議によって意見聴取もさせていただいております。そういった事情ですので、市民の方の御意見については十分に反映することができるのかなというように思っております。

もう1点でございます。利益が出た場合の御提案といったことでございます。これについては、私どもはもう契約の段階で利用料金還元制度というのを契約の中にうたっております。一定の金額、利用料金ですね。こういった部分については、その10%について還元をしていただくというか、こちらにいただく形になるのですが、そういう形の制度を設けておりまして、議員の御提案ではございますが、もう既にそういう施策をやっておりますので、お知らせをしておきます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

池田議員と関連するので、山本議員より先にさせていただきます。最近に関して余熱ホール、指定管理でやられていますが、2年たって知立市民と刈谷市民の反響はどうかということと、2年たって何か課題があったらお願いしますということと、地方債その残高が減少しているというところと、今低金利なので借りがえはできないのですか。というのが1回目です。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

3点のまず1点目でございます。両市民の反応ということでございますが、平成26年度より環境組合の運営を指定管理に移行しております。余熱ホールのその関係で、余熱ホールのスタッフの対応あるいは各教室、プログラムの内容等、運営管理については、先ほど申しあげました利用者アンケートでも、おおむね好評をいただいております。

また、利用者数についても平成26年度は6月からの10カ月間ではございますが15万人弱で、直営であった平成24年度と比較いたしますと3割ほど増加しております。また、今年度平成27年度につきましては、まだ1月までの集計しか出ておりません。この10カ月間で既に17万人を超えており、昨年度以上に利用者の方に来ていただいておりますという状況でございます。

それから、2点目の課題はといった話でございますが、これについては施設の老朽化に伴う修繕費増加等はございますけれども、現状特に大きな課題はないというように思っております。

3点目の地方債の借りかえといったお話かと思うのですが、これにつきましては新焼却施設、今の焼却施設ですね。更新に係る起債については、交付金対象支給に係る起債でございまして、いわゆる財政投融资と言われるものでございまして、公的資金を原資に社会資本整備を法的に推進するためのものがございます。借りかえをするには、まず政府系資金を繰上償還するといったようなこともございます。通常そういった返済をすると、返済するまでの利息相当分の保証金を支払うといったことが条件となっており、メリットがないために現時点では借りかえといった考えはございません。

よろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

これは一番問題なのは、指定管理制度。これは難しくて行政直営ではないので、行政の思いを市民があるので、ここに指定管理が入るので、行政の思いと指定管理のこのマインドが一致するか。例えばこの課題としては、ここで情報をフラットにしてあげなければいけないのですね。これは大きなわなで、おおむね好評であるけれども、おおむねいいよと言うと行政は安心してしまうのです。安心してはだめなのですね。おおむねどれぐらいかわからないですが、9割だとしたら残り1割。ここの何で満足なのか、ここがまず大事なのですね。指定管理者と要するに情報を共有する。これは非常に、それは市民サービスにつながるから。だけど、利用者は上がっているのですね。これは非常に大事で、こういう健康施設で利用者が上がったら、社会保障費の抑制につながるかもしれない。ここの利用率が上がったら健康でおじいちゃん、おばあちゃんがプールに入って、こういうことも考えられるかもしれないというところでは、指定管理者と情報、思いを。行政にそういう思いがあるかわからないですよ。例えばの話ですが、やはり利用率が上がったら社会保障費が下がるかもしれない。仮にそういう思いがあったら。指定管理者から言ったら、指定管理料をもらって、そこそこ仕様書でやっていけばいいようになってしまうけれども、そこはできるだけ情報をフラットにして、利用率が上がるということだけではなくて、利用率が上がるというのを先に、もっといいメリットが知立市と刈谷市にあるかもしれない。そういうところを考えていただきたい。安心するなということです。よくアンケートをやって、刈谷住みやすいと安心してはだめなのですね。何で住んでくれないのだと。知立市に家を買って刈谷で働きに来ているのだったら、知立にその人にアンケートを取らなければ。ちょっとアンケートもそうで発想をちょっと安心するなというところと、マイナンバーカード。これは非常に危険な部分もあるのですが、これからの行政、生き残りをかけ

ては情報戦。その中ではマイナンバーカードというのも使うと、例えば今回行ったときにこれを連動させたら5時に上田昌哉46歳プールに入っているのがわかってしまう。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員に言いますが、本件と関係ないことは慎むように。

○1番（上田昌哉）

わかりました。では、これはやめて、何が言いたいかという、要するに指定管理でうまく使う。本当はそれ、いい情報があるので違うときに言います。ほかの自治体がやっていることで、それは議長に怒られてしまったので違うところで言います。起債なのですが、行政の公債を見ていると利率がばらばらなのですね。信用金庫から借りたら、すごく金利が安いのでどうなのだと思ったけれども、ここの御答弁を聞くとやはり紐つきではないとだめだ。紐つきで、これをつくるときに、これをやるから金利が高いやつで願います。こういう状況で悲しいのですが、これからも地方自治体はいろいろなところで意見を上げていかないと、国がいろいろな縛りをやってくる時代ですから、ここは何とか頑張っていたきたいということと、最後の質問なのですが、最近電力の自由化になっているのですが、その中ではクリーンセンターは予算書を見ても載っているのですが、電力の自由化は売電に対して何か影響は考えられていますか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

売電電力の関係でございますが、特に売電の契約については平成27年10月に更新をしておりますが、その際、下落傾向にある売電単価を考え、前契約水準を維持できる形を取っておりますので、当面影響はないというように考えておりますが、今後も国で電気事業法等の細かな部分について情報収集するなどして、国の動向等にも注視をしてみたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

たくさんあるような気もするし、少ないかもしれない。まず最初に、歳入でお聞きをしたいのですが、上田議員も出しておりましたが、売電の関係ですね。予算説明書の7ページですが、歳入で売電電力料金1億5,457万7,000円が入っております。その電気を買ってもらっている相手から1億5,400万円が返ってくるわけですが、買っている先はどこなのかについてお聞きをします。合わせるとこの金額は変動するののかもお聞きをします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

電力の買い取り業者というお話でございますが、当組合については平成21年4月に施設を更新いたしました。ごみ焼却炉による発電の開始をいたしております。当初は、一般の電気事業者であります中部電力に売電をしておりましたが、平成23年度に売り電と買い電。売る電気と買う電気をセットにして特定規模電気事業者を含めて競争入札を実施いたしました。現在は、荏原環境プラントで売電契約をしております。

また、この金額が変動するのかわといったお話でございますが、こちらについては現在変動はないということは言えませんが、法律によって固定価格買取制度といったものがございまして、そういったもので、1キロワット当たり17円というものは保障をされております。ですので、変動はないとは申しませんが、そこまでは保障された形になりますので、御安心をいただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

歳入については理解しました。

次に、先ほども入っておりましたが、余熱ホールです。16、17ページですが、指定管理料について池田福子議員も質疑をしておりましたが、そもそも論で5,000万円の指定管理料ですが、質疑の討論を聞いていて、また新たなことに私も注目したのですが、指定管理者に対して、年度で事業報告を出してもらおう。まず、そこでお聞きをします。決算は出せるのでしょうか。指定管理者の5,000万円の支出概要の決算。それについてお聞きします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

指定管理者の決算を出していただくのは、当組合には、それを調査する権利がございまして調査いたします。しかし、今その決算の詳細の部分について出してくださいということではなく、報告書の中ではその決算をまとめた要約書概要について報告をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

もとより、今決算書を出してほしいということではないのですが、決算が出された上での調査をしているかどうかを確認させていただきました。その資料等を公開していただくことも求めていますと思いますが、きょうはこの範囲です。

余熱ホールは改修されてから平成26年の6月からオープンしたのでしょうか。この時から指定管理者制度に変わりました。これまでは刈谷知立環境組合の直営で行われてきましたが、5,000万円という指定管理料ですが、直営のときの余熱ホール管理費なのですね。そもそも今年度予算額は5,878万6,000円入っております。そのうちの5,000万円は指定管理料になっておりますが、直営のときと指定管理者のときの差異を教えていただきたいということと、今私3回目です。立っておりますので、いろいろ話させていただきます。上田議員ではないですけども。

余熱ホールを改修したことによって利用者がふえている。これまでなかったトレーニングルーム等があるので、利用者がふえることに私は何ら足も引っ張りませんし、よかったなと思っています。余熱ホールがまだ改修される前は、ものすごく市民の皆さんから声が届いていたのが、とりわけ更衣室でした。更衣室の使い勝手が悪い、ぬれた体で入るので更衣室もべたべたということもあって、何とかしてほしいという声もありまして、これらの部分もきれいになったことによって利用者がふえていくことに、これは評価したいと思いますし、新しい改修された施設でこれまでにない取り組みを指定管理者が行っているということからも、いろいろな注目度が指定管理者もいろいろ利用者へ注目してやっていることというように認識をしております。

述べたいことは、このときにかなり反対の声があったわけですが、プールへ入るとお風呂も入って帰れる。お風呂のみを利用できる。こういうお風呂の施設があったのですが、改修したことのスペース等の関係でお風呂の施設がなくなりました。それで、なくなって1年半なのですけども、なくなると知ってからは2年ちょっとになるのかな、市民が知ってから。それで、やはり広いところで、まだまだなくなったことに理解が得られないということ、私はとても痛みとして受け止めております。あった施設がなくなるというのは、そういうことなのですけども利用者の問題ですよ。利用者というのは、通常家庭でゆっくりお風呂を使えないという方たちもあったのだと思いますので、そういう方たちにとってはお風呂施設がなくなったことは痛手になっております。それをなくしました。それで、これからの課題ですけども、この指定管理料5,000万円に対しては指定管理者制度そのものは、私は反対です。だから、この予算には反対をせざるを得ません。予算の中には、当然のごとく先ほど議案に出てきた行政不服審査会を新たに設置した、第3号で反対した、新たに設置した審査会委員の報酬等も入っていて役割をやったのに報酬を出してはいけないということではないのです。それは違うのですけれども今回そのものに反対しておりますので、その予算も入っております。その部分は指摘をさせていただきたいと思います。

その上で、平成28年度刈谷知立環境組合一般会計予算で問題点を指摘して反対をしますが、今後の課題として一言提案させていただきたいと思います。今、私が述べたように余熱ホールの大改修によってお風呂がなくなりました。でも、市民の皆さんからは、依然お風呂がなくなったことへの理解が示されないことも引き続き声が届いております。では、余熱ホールですので刈谷と知立市民の皆さんのごみを燃やして、そこから出る電力でもって活用しているプールですので、この余熱をまたさらに市民にお返しをするという形を取るならば、例えばこれは決算議会のときも言ったと思いますが、足湯施設などを、すごくスペースを取るわけではないので、何らかの形でつくってほしいという声を届けさせていただき、その回答は要りません。気分的には予算に問題点を指摘して反対を表明します。

以上です。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

従前の余熱ホール管理費との差額あるいは差といったようなものかと思うのですが、平成23年度予算ベースで申し上げます。予算ベース平成23年度につきましては、1億4,202万9,000円というのを予算として上げさせていただいております。そして、今年度につきましては、5,876万6,000円ということで上げさせていただいております。金額的については、こういった状況でございます。

また、それ以外の差といったこともあるかと思えます。そういったものについては、休日については今まで毎週月曜日に休ませていただいておりますが、指定管理者になることによって月1回の休みにさせていただきます。これは毎月最終の月曜日1日だけという形でやらせていただいております。年末年始は、ちょっと別で考えていただいております。

それとあと、営業時間につきましても、現在は平日については朝の9時から夜の10時まで、土曜日、日曜日、祝日については朝の9時から夜の9時までという形で営業させていただいて、利用者の方に喜んでいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田秀文）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（前田秀文）

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これもちまして、平成28年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

---

午前11時21分 閉会



会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 前 田 秀 文

刈谷知立環境組合議会議員 明 石 博 門

刈谷知立環境組合議会議員 山 崎 高 晴